

学校感染症による出席停止と報告書の提出について

愛知県立一宮起工科高等学校 昼間定時制

- ・医療機関で感染症の診断を受けたら、直ちに学校へ連絡してください。
- ・本人の健康回復と感染拡大の防止のため、医師の指示に従い自宅で休養をしてください。
- ・この期間については、通常の欠席からは除外されます。
- ・この証明書（報告書）は保護者が記入し、次回登校する時に担任に提出してください。
その時に「調剤報酬明細書」や「調剤説明書」等の病名が確認できるもののコピーも一緒に提出してください。

< 出席停止となる主な感染症と出席停止期間 >

病名	出席停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、さらに解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで。または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過しさらに全身状態が良好になるまで
風しん（3日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、さらに症状が軽快してから24時間を経過するまで

愛知県立一宮起工科高等学校 昼間定時制

登校許可証明書・感染症治療報告書

生徒氏名	年 組 番 氏名
病名	インフルエンザ（A・B） その他（ ）
出席停止期間	令和 年 月 日より令和 年 月 日まで
医療機関名	

令和 年 月 日

保護者氏名 _____